

丹羽正伯の『庶物類纂』編集と「産物帳」

田 籠 博

0 はじめに

筆者は武田科学振興財団杏雨書屋発行の雑誌『杏雨』第十五号（二〇一二）に掲載された平野満氏の講演記録「小野蘭山の本草学と天産物の情報収集」を読み進むうち、多少腑に落ちない点があることに気づいた。平野氏が前置きとして我が国における本草学の流れを概観された中で、江戸時代に編集された『庶物類纂』と「産物帳」に触れた箇所（一九三〜一九四頁）における次の三点である。

① 『庶物類纂』は漢名を集めた書で和名は入っていない。
② 丹羽正伯は『庶物類纂』を名目として「諸国産物帳」の作成を全国に行わせた。

③ 「諸国産物帳」が実際にどう使われたのは不明である。

日本語学の立場から「産物帳」や『庶物類纂』を調査し、成果を発表してきた筆者の経験からすれば、これらの問題は既に解決済みだと考えていたが、従来のみならず、正しくない認識が本草学関係で権威ある杏雨書屋主催の研究会で今も語られていることに驚いた。

そこで、以下にこれらに関する卑見を述べて大方の誤解を正しておきたい。なお、以下の内容の一部は、第八十三回国語語彙史研究会（二〇〇六年九月三〇日）における筆者の発表「『庶物類纂』の俗名記事」と重なるところがある。

一 『庶物類纂』の和名

第一点は、『庶物類纂』に和名が入っているかという問題だが、本来これは原本もしくは復刻本を披見すれば容易に判定がつくはずのことである。ただ、そのためには若干の予備的な知識を要する。

稻生若水の編集による「前編」三六二卷（草属、花属、鳞属、介属、羽属、毛属、木属、果属、味属）が漢籍からの抄出記事を内容とするのは周知のとおりだが、実は多くの項目に和名が「俗名」として載っているのである。草属（卷二）から例示すると、「一名」として漢名の異名が列挙された後に、「萎蕤」には「俗名埃埋独哥鲁」、「黄精」には「俗名奈而哥由里」とある。この「俗名」に続く文字は中国語の近世音による音訳漢字であり、和名「あまどころ」なるこゆり」を表している。

杏雨書屋に『庶物類纂編輯始末』という若水自筆本^①が所蔵されている。『庶物類纂』の編集に関わる若水と加賀金沢藩とのやりとりを書き留めた資料の卷五に、加賀藩の葛巻新蔵に宛てた書簡（年不明、五月十九日付け）の写しがあり、若水の次の言が見える。

俗名ノ字音ハ全浙兵制ノ中ニ御座候、以路法四十八字ノ音注ヲ用申候。

「全浙兵制」は中国明代の侯繼高撰『全浙兵制考』（三卷、万曆頃刊）であり、「以路法四十八字ノ音注」とは同書附録『日本風土記』（五卷）の卷三「以路法四十八字様音註」^②を指す。そこには日本の「いろは」の各文字にあてべき中国の音訳漢字が示されている。

い 音以兮一伊異通用

ろ 路魯六盧跽羅落通用

は 音法白抜敗排拜通用

傍線を施した文字が日本の「いろは」を表す音訳漢字であり、最初の文字をとれば「以路法」となる（ただし、若水が実際に用いたのは、「い」は「異」、「ろ」は「魯」のみ。「は」に「法白抜」の三字、「け 傑結形計」、「せ 折石設熱」など四文字を用いる場合もある）。この「以路法」に従って初めて「埃埋独哥鲁」を「あまどころ」、「奈而哥由里」

を「なるこゆり」と読むことができる。

若水がこのような特殊な表記法を採用したのには理由がある。『庶物類纂編輯始末』の巻一に、若水が四〇歳（元禄七年一二月）の折に認めた有名な覚書^③があり、そこで

中華ノ書籍ノ中ニ朝鮮国ノ人物ハ多ク載リ申候得共、日本ノ人物ハ一人モ無之候。私乍恐日本ノ耻ト奉存候付、本草一書ヲ作り、万物ノ理ヲ包羅仕リ、古今ノ真偽ヲ正シ申、連々ニ中華へ渡而、大日本国文華ノ盛事ヲ著シ申度奉存、編述ノ志出来申候。

と、中国の人々に日本の本草学の成果を顕示するという『庶物類纂』編集への強い意図を表明している。彼地の人々に正しく読んでもらうためには、それに適した表記法を用いなければならない。そこで選ばれたのが『日本風土記』の音訳漢字による和名表記であった。つまり、『庶物類纂』の和名はわが国の人を読むための記事ではなく、中国における読者を想定したものであった。『庶物類纂』に和名が入っていないとの誤解は、こうした事情から生じたものと思われる。

若水は標準的な和名だけ載せたのではない。草属の

前胡 俗名他尼石里 山城州（卷六）

白薇 俗名勿柰華落 山城州（卷十二）

など、「たにせり」「ふなわら」に「山城州」の注記が備わることからすれば、それらが標準的な和名かどうかの判断を留保して山城州の呼称として載せている。地方名をも掲げようとしたことは「白頭翁」（卷八）の記事に現れている。

白頭翁 俗名肥眉法柰 山城州 俗名折革異索烏 同上 又名計異折伊法柰 備前州 又名紫拔忽頼古索 尾張州

又名地莫哥法柰 信濃州 又名地哥法柰 同上 又名捏哥古索 筑前州

表記を改めれば次のようになる。

白頭翁 俗名ひめばな 山城州 俗名ぜがいさう 同上 又名けいせいばな 備前州 又名つばくらぐさ 尾張州

又名ちんごばな 信濃州 又名ちごばな 同上 又名ねこぐさ 筑前州

山城だけでなく備前・尾張・信濃・筑前の名称を載せている。前編で数えると、総計四一〇例のうち山城が一八二と

断然多く、備前の三二、筑前の二四、近江の二二、加賀の二一と続く。その範囲は陸奥、常陸、武蔵から伊予、土佐、さらに肥後、薩摩まで四二国に及んでいる。東日本が少なく西日本が多いのは、若水自身の知見の範囲を示すのであろう。ただし、若水が地方名を収集した具体的な方法は明らかでない。門弟、知友からの情報があったかもしれない。筑前の「ねこぐさ」などは貝原益軒の『大和本草』(巻九)の記事「猫草」を引いた可能性もある。

後述するように丹羽正伯の担当した「後編」にも多くの俗名記事がある。そこで用いられている音訳漢字は若水所用のものとは異なり、「いろは」は「噎鹵法」、「け 客」、「せ 舍」と一音一漢字の簡潔なものである。ただし、これが何に準拠した表記法なのかはまだ調べることができていない。

二 「産物帳」の調査目的

第二点は、丹羽正伯が『庶物類纂』編集のためとして「諸国産物帳」を作成させたのが単なる「名目」にすぎなかったかどうかである。

常識的に見て、老中の公達を得て開始した事業が名目的なものであったとは信じがたいことである。しかし、「産物帳」が『庶物類纂』の編集とは必ずしも関係がないという見解は、産物帳の発見、再評価と、復刻本の出版に尽力された安田健氏の著書⁴⁾にすら見出すことができる。

私見であるが、もともとこの「産物帳」の調査編集は幕府の公儀から発したものでなかった。これほどの大規模な事業でありながら、幕府の記録には「産物帳」の文字はどこにも見られない。(中略)おそらくこの大規模な幕閣の面々の関知しないところで、正伯の個人的指揮によって進められたと考えられる。

これに対する私見を述べる前に、正徳五年(一七一五)に稲生若水が病死したときの加賀藩の対応について見ておく必要がある。

『庶物類纂』の編集資料を纏めた加賀藩の記録によれば、加賀藩が七月六日の若水の死亡直後から編集継続のために活動していたことは同月十日付け小瀬復庵の書簡⁵⁾で報じられている。それによれば、若水門下生のうちから、当然

のように松岡恕庵（玄達）を候補として選び、面会して依頼したようである。結果的に恕庵はこれを辞退するのだが、その席において恕庵の興味深い発言がある。『庶物類纂』のような大事業を一個人が成し遂げることの困難さを指摘した後に、

惣而、草木鳥獸等俗名之儀ハ、諸国之方言をも委承合、普く人ニも相尋候而、其上同志之者と僉議仕、其所ニ依候而ハ各条之末ニ其評閱を附記仕候歟。

と述べている。「俗名」については諸国の方言を詳しく調査し、広く人に尋ねて、それを同字の者と慎重に検討し、各条下に結果を附記すべきであるという。平野氏にも紹介があるように、恕庵が本草の名を正すことに関心が深く、方言にも注意を払っていたことは、その著『用業須知』（享保一二年刊、五卷五冊）に現れている。

白頭翁 俗名赤熊柴胡ト云者、是也。諸国方言、最多シ。聚^メ於此^ニ以便^テ訪問^ニ。児花^{チゴバナ} 賀州、ケシノマナイタ

同^レ上、猫艸^{ネコクサ} 筑前、チ、ンコ 仙台、ウナイコ ゼガイサウ 京花肆所^レ称、ヒメバナ 摂州大坂、ガクモチ

濃州。（卷一七ウ）

こうした経験から、前編の和名記事における地方名の不足を物足りなく思いながら、しかし諸国の方言を集めるには一個人の努力では限界があることを見通した的確な指摘である。

丹羽正伯が「後編」の編集責任者となったとき、恕庵の指摘が加賀藩を通じて伝わったのではないかと筆者は推測する。そして、正伯らが「諸国方言を委しく承合」する手段として案出したのが「諸国産物帳」だったと考えられるのである。

この推測を裏づけるのが、調査に先立って正伯が各藩に示した産物帳の書式例にある注意書き⁽⁶⁾である。

（穀類）尤一色を幾色にも唱へ候は、何々と申儀、幾色にても有之次第書載可申候。

（菜類）名幾色にても、有之分不残書加可申候。

虫類の冒頭には「まひ／＼つふり」を示し、その次に「かたつむり」以下の異名を記すよう指示している⁽⁷⁾。産物の存否を調べるのが目的であれば、地方の異名を「有之次第」「有之分不残」書き載せる必要があるとは思われない。実

態は産物調査に名を借りた動植物方言の調査であり、まさしく『庶物類纂』の編集に資する目的で行われたというのが事実である⁽⁸⁾。

例えば、完成が遅れた筑前福岡藩に対して正伯はたびたび催促を加えている。最初が元文元年（一七三六）七月十九日で、これは産物名のみを載せた本帳のことである。次が元文二年十月十四日で、絵図註書帳が七分でも出来ていれば差し出すようにとの無理な催促である。三度目が同年十二月二十八日、福岡藩がようやく提出したのは元文三年二月十二日のことであった。なぜ催促を重ねたかといえ、同年五月に完成をみた『庶物類纂』後編（正伯担当分）に役立てるための期限が切迫していたからである。

思うに当初は産物帳（本帳）だけで用が足りるというのが正伯の考えではなかったか。ところが提出された各国の産物帳記事を見ると、あまりに多彩な地方名の羅列で、名称のみによる種の認定、同定がかなわず、やむなく説明書（註書）や写生（絵図）の作成を追加的に要請したと思われる。同様のことは一藩内においても生じたことで、筆者もかつて長門萩藩について報告したことがある⁽⁹⁾。

このように考えれば、幕府に「産物帳」の記録がないことや、正伯のもとに集まった膨大な諸国産物帳が現存しない理由も説明できると思う。諸大名家が苦心して作成し、凝った装幀を施して提出した産物帳ではあるが、正伯にとつては『庶物類纂』が完成すれば無用となる編集材料にすぎず、書籍として保存する必要を認めなかったからである。

三 「産物帳」の利用

第三点は、産物帳が実際にどのように使われたのか不明ということであるが、これも『庶物類纂』によって明らかになる。

延享四年（一七四七）に五四巻の増補が完成したときに作成された四九箇条からなる「正補庶物類纂凡例」⁽¹⁰⁾の二二条は次のとおりである（私意による訓み下し文で掲げる）。

凡そ前編に引用の書典は、先師、賀藩の書庫の蔵書を蒐獵して之を抄録す。後編采集する所は、竊かに官庫の秘書

を閲し、且つ之に加へて賀藩の籍を以てす。又、命有つて国群こくぐんをして其の地方の名称と産物の図とを上げしめ、交互に演繹して其の方名を録す。蓋し書籍は数千を以て計り、巻策は万を以て計ふ。

「前編」がもつぱら加賀藩の蔵書によつて編集されたのに対して、「後編」は幕府と加賀藩の蔵書を利用しただけでなく、諸国に命じて提出させた「地方の名称」と「産物の図」とを互いに「演繹」して「方名」を載せたとある。前者が「産物帳」、後者が「絵図註書帳」に当たり、それらを勘案して俗名記事を編集したことが明言されている。

「俗名」の記載方針は一七条に見える。

凡そ称する所の俗名、諸州通呼の者は其の州名を記さず。各州称呼同じからざれば、某州を記して以て之を別つ。俗呼、国字を以て記すは、蓋し名を誦せば実を知るに便とす。

標準的な和名・通名と地方名とを區別している。また、「後編」の音訳漢字の右には片仮名の振り仮名があるが、これは後人が附したのではなく、最初からしかるべき意図をもつて加えられたことが分かる。

この「凡例」の記載内容が見過みかごされてきた理由は不明だが、産物帳と絵図註書帳とが『庶物類纂』編集の重要な材料であったことを証する確実な記録だと言わなければならない。

その利用の実例を示す（以下の引用では音訳漢字を平仮名に改めた）。『庶物類纂』には「出雲州」の俗名が一八例あり、すべて「出雲国産物帳」¹¹の記事と一致する。その中から異名記事が利用された七例を掲げる（上段が『庶物類纂』の漢名と俗名、下段が産物帳の記事）。

水芹	ませり	芹	ませり、	かけせり共申候
水芹	かけせり	芹	ませり、	かけせり共申候
仏掌薯	うづいも	仏掌薯	うづいも共申候	
酢漿草	かがみぐさ	酢漿草	すい草、か、み草共申候	
金銀花	すいば	忍冬	かつら	すいは共申候
蠶螂	いぼじり	蠶螂	いぼちりとも申候	

「出雲国産物帳」の傍線部の呼称を採つて俗名が記載されていることや、産物調査の書式例で記載をもとめた異名が実際に活かされていることが分かる。

若水個人の収集と産物帳による調査結果と、この間にどれほどの差があるかを端的に示す例としてサルトリイバラの記事を示す。「金剛藤」として前編の草属(巻九六)にありながら、後編の蔬属(巻百五)にも「金剛刺」として重出しているからである¹²⁾。

金剛藤 俗名さるとりいばら 山城州 又名みみづくいばら 和泉州 又名うまかたいばら 備前州
 金剛刺 俗名さんきらいばら 又名かきいばら 又名さるとりいばら 又名みみつこいばら 和泉州 又名いばら
 もみ 伊勢州 又名いびついいばら 近江州 又名もうほいばら 紀伊州 又名みみつぶ 同上 又名かたらぐい
 備前州 又名たたらぐい 同上 又名をばのかき 播磨州 又名いくちいばら 同上 又名むまぐい 同上 又
 名かたらぐい 丹後州 又名ばはいば 美作州 又名いぎいばら 石見州 又名かつばぐい 同上 又名いぎ
 同上 又名かたら 同上 又名ほていぎ 同上 又名ほてかづら 同上 又名まるばやうじいぎ 同上 又名
 よめしぱり 同上 又名ほていのくい 周防州 又名ほてういぎ 長門州 又名がんだちいばら 豊後州 又名
 くわくわら 肥前州 又名むまかたいばら 同上 又名ついつかみ 能登州 又名さるかきいばら 越後州 又名
 名めくらしいばら 越中州 又名さとむばら 同上 又名かめいばら 同上 又名がんどういばら 尾張州 又名
 さるまめ 信濃州 又名せうがくいばら 同上 又名やきもちばら 下野州 又名のかきばら 同上 又名たち
 ら 常陸州 又名かごばら 上総州

後編の地方名の多さは驚くばかりで、幕府の権威を背にした組織的な調査の威力をまざまざと感じさせる。現存する各国の産物帳(の控え本)によつて確認できる限りでは、引用に伴う小さな誤りを含むものの、俗名の多くは産物帳の記事によつて裏づけることができる¹³⁾。逆にいえば、産物帳がまだ見出されていない国々については、右に引かれた俗名を、年代が明らかでない貴重な方言資料として扱うことが可能となる。

ただ、例えば上野益三氏が産物帳の影響を、

正伯の続修方針は、わが国各地の産物の実態調査の結果を集録することにあつた。若水の『類纂』が中国の群籍の抄出集大成を経とし、自己の観察を緯として成つたものであるのに対し、正伯は国内に実在する動植物の調査台帳を基礎として編集しようとしたのである⁽¹⁴⁾。

と、「産物の実態調査」を前提として、『庶物類纂』の編集方針にまで及ぼされたのはいかがかと思う。正伯がその「自叙」⁽¹⁵⁾で

輯録する所、総計二千二百十四種、選例、一に旧規に效^{なら}ひ、敢えて自ら^{おしはか}揃らず。

というように、編集はあくまで若水の方針にならつたもので、産物帳の寄与は俗名記事に限って認めるのが穩当ではな
いかと考へる。

平野満氏の講演記録に触発されて三点にわたつて卑見を述べた。

『庶物類纂』の俗名記事を江戸時代における動植物方言の資料として見るとき、越谷吾山の『物類称呼』や小野蘭山の『本草綱目啓蒙』⁽¹⁶⁾を量的にしのごとくところがあるのは、ひとえに「産物帳」調査という例を見ない事業のためものである⁽¹⁷⁾。

『庶物類纂』における俗名の資料性に最初に注目されたのが故迫野虔徳氏（九州大学名誉教授）であることを明記しておきたい。一九九一年には既に俗名記事の抜書を作成されていた。筆者は迫野氏の教示により初めてその存在を知り、産物帳と照合しながら新たに記事を集めた本文を作成し、索引に着手したが、諸種の事情により未だ完成をみていない。

【注】

- (1) 金沢市立図書館加越能文庫蔵『庶物類纂編集并公儀御□□□□案等集録』。引用は安田健編『庶物類纂』第一巻、科学書院、一九九一年、一六〇頁。
- (2) 京都大学文学部国語学国文学研究室編『全漸 日本風土記 本文、解題、国語・漢字索引』京都大学国文学会、一九六一年、三七頁。
- (3) 注1に同じ。四一四頁。
- (4) 安田健『江戸諸国産物帳 一丹羽正伯の人と仕事』晶文社、一九八七年、三四頁。
- (5) 注1に同じ。一七八頁。
- (6) 『筑前国産物絵図帳』(西日本新聞社、一九七五年) 附録「筑前国産物並絵図取調等覚書」に書式例、関連文書の翻刻がある。復刻本は『享保元文諸国産物帳集成』第三巻。
- (7) この書式例があるため、各国の産物帳の虫類には必ず「蝸牛」の記事があり、『庶物類纂』(巻七二)は「かたつぶり 山城 近江 尾張」以下に「だいらやう 対馬 つのだし 陸奥 でんでんむし 山城 大和 河内 へびのたまくら 陸奥 まいまいむし 安芸 やりだせ 相模」など三七もの俗名を載せている。ちなみに、「まいまいつぶり」は「美濃州」の俗名である。
- (8) 安田健氏は『庶物類纂』復刻本の解説「諸物類纂の成立と内容について」(第一巻)において、「全国諸領から書き上げさせた「産物帳」により、日本各地でのより多くの呼称を添えることもできたわけである。」(八一四頁)と述べ、見解を改められた。
- (9) 拙稿「萩藩における産物帳の編纂過程」島根大学法文学部紀要文学科編、一六一―一、一九九一年。
- 岡山藩の『備前国・備中国 領内産物帳』の復刻本(岡山県郷土文化財団、一九八八年)解説(谷口澄夫氏)によると、絵図が求められた産物と実際に作成された絵図との間に若干の齟齬がある。求められた一つの産物に二ないし三の絵図が作成されたものがある一方で、二つの産物を併せて一つの絵図としたものがある。つまり、絵図を

作成しようとして初めて同名異物、同物異名が判明したわけで、名称のみで産物を同定する難しさを示している。出雲国産物帳にも同様の例があるから、多くの藩領で生じた事態であろう。

(10) 安田健編『庶物類纂』第一巻、科学書院、一九八七年、

(11) 翻刻は田籠博『出雲国産物帳』ワン・ライン社、二〇〇八年。原色絵図をCDに収めている。復刻は『享保元文諸国産物帳集成』第二〇・二二巻（補遺編三・四）、科学書院、二〇〇三年。なお、第七巻所収の『出雲国産物名疏』（国立国会図書館蔵）は後年の粗雑な写本で、産物帳の内容を知るためには適当でない。

(12) 後編の蔬属については、「凡例」四三条で詳しく解くように草属と重なるところが多い。救荒目的であることを強調しているが、前編の草属に対する正伯の見識を蔬属で示そうとしたのかもしれない。

(13) 意外なことに、加賀・能登・越中の俗名に産物帳で確認できないものが例外的に多数ある。『庶物類纂』と関わり深い加賀藩の領地であることを考えると理解しがたく、今のところ適切な理由を見出すことができていない。

(14) 『明治前日本生物学史』第一巻新訂版、臨川書店、一九八〇年、二〇一頁

(15) 注10に同じ。

(16) 小野蘭山が産物帳の動植物方言を記録していることについては、一九九二年の国語学会秋季大会（大分大学）で「小野蘭山の方言収集——『伊呂波別動植物名彙』を中心に——」と題して発表した。杏雨書屋蔵『伊呂波別動植物名彙』は蘭山自筆の動植物名名の記録で、その中で「紀図上・江州図上・佐渡図・河内図上」の注記がある記事は産物帳からの引用である。また、信濃国「筑摩郡・高遠郡」の記事、尾張・美濃両国の各郡のものも、尾張藩や信濃国高遠藩の産物帳と一致する。蘭山はこれらの手控え記録から取捨して『本草綱目啓蒙』の方言記事としたようで、例えば佐渡国の記事の多くは『伊呂波別動植物名彙』を介して産物帳にまでたどることができる。

(17) 「産物帳」を方言資料として利用した拙稿を二編あげておく。

「方言語彙資料としての諸国産物帳——「甘藷」「南瓜」の記事を中心に——」国語学（国語学会）117集、一九九二年

「近世中期出雲方言の大きき語彙」国語学（国語学会）207集、二〇〇一年